鳥取県鳥取市中村
字石谷　三五一番二　一号及び十号
　二一一番　二号から六号まで及び九号
　五〇八番一四　七号
　五〇六番　八号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　樋ノ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県鳥取市河原町小畑
字狭谷平　二五二番五　一号及び二号
　二五二番七　三号
　二五〇番二　四号、五号及び十六号
　二四九番一　六号
　二四八番一　七号及び十四号
　二四九番二　十五号
　二五二番三　十七号
字鎌田　三四五番　十八号
鳥取県鳥取市河原町湯谷
字樋ノ谷奥　三二三番二　八号、十二号及び十三号
字樋ノ谷　一四二番　九号及び十一号
　一四一番三　十号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　柿京寺川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
鳥取県鳥取市気高町上原
字柿京寺　四七三番
　四七七番から四八二番
字大平　五二九番一
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県鳥取市気高町上原
字柿京寺　四八五番　一号
　四八三番　二号
　四八二番　三号
　四七三番　四号
　四六〇番　五号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　水井出川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
鳥取県鳥取市気高町飯里
字大平　二八九番　二九一番及び二九二番
字水井手　二八四番　二八八番　二九三番から二九六番まで
字水出口　二八五番
字七曲リ　二九〇番　二九〇番一
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県鳥取市気高町飯里
字大平　二六九番一　一号
　二八九番　三号
字七曲リ　二九〇番一　二号
字水井手　二八八番　四号
　ハ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十一号までを順次結んだ線及び標柱五号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県鳥取市気高町飯里
字大平　二七二番四　五号及び十一号
字扇平　二七九番　六号、九号及び十号
鳥取県鳥取市気高町上原
字水井手　五二七番　七号
　五一八番　八号

○国土交通省告示第九百十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
平成二十六年九月二十五日
国土交通大臣　太田　昭宏
平成二十四年国土交通省告示第四百五十二号で指定した樋ノ谷川に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県鳥取市河原町小畑
字狭谷平　二四九番二　一号及び二号
　二四八番二　十八号
鳥取県鳥取市河原町湯谷
字鎌田西平　三二八番二　三号及び十七号
　三二七番二　四号及び十六号
　三二六番　五号、六号、十四号及び十五号
字樋ノ谷奥　三二三番二　七号及び八号
　三二三番三　十三号
字樋ノ谷　一四二番　九号及び十二号
字樋ノ谷北平　三〇五番二　十号
字湯谷中　三九三番　十一号

○環境省告示第百二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。
事業決定書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
平成二十六年九月二十五日
環境大臣臨時代理
国務大臣　小渕　優子
一　尾瀬国立公園
公園事業の名称　区域
及び種類　群馬県利根郡片品村（鳩待峠）
鳩待峠駐車場
二　大山隠岐国立公園
公園事業の名称　区域
及び種類
三徳山園地　鳥取県東伯郡三朝町（三徳山）
三徳山休憩所　鳥取県東伯郡三朝町（三徳山）

○環境省告示第百三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を廃止したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。
事業廃止書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
平成二十六年九月二十五日
環境大臣臨時代理
国務大臣　小渕　優子
一　大山隠岐国立公園
公園事業の名称及び種類　路線　公示
大山寺三鈷峰線道路（歩道）　起点―鳥取県西伯郡大山町（大山寺）　平成八年七月環境庁告示第四十七号
　終点―鳥取県西伯郡大山町（象ケ鼻・歩道合流点）

○環境省告示第百四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第五項において準用する同条第一項の規定に基づき、次に掲げる国立公園に関する公園事業を変更したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。
事業変更書及びこれらの公園事業の位置を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
平成二十六年九月二十五日
環境大臣臨時代理
国務大臣　小渕　優子
一　釧路湿原国立公園
達古武地域自然再生施設　変更後の公園事業の名称及び種類　区域　北海道釧路郡釧路町（達古武地域）
二　三陸復興国立公園
碁石海岸博物館事業（昭和五十六年七月環境庁告示第六十五号により公示）の変更　変更後の公園事業の名称及び種類　区域　岩手県大船渡市（碁石海岸集団施設地区）
三　富士箱根伊豆国立公園
石廊崎園地事業（昭和六十年一月環境庁告示第十三号により公示）の変更　変更後の公園事業の名称及び種類　区域　静岡県賀茂郡南伊豆町（石廊崎）
石廊崎園地
四　大山隠岐国立公園
行者谷線道路（歩道）事業（昭和六十二年二月環境庁告示第三号により公示）の変更　変更後の公園事業の名称及び種類　路線
行者谷線道路（歩道）　起点―鳥取県西伯郡大山町（大神山神社）
　終点―鳥取県西伯郡大山町（大山六合目・歩道合流点）